

議案第97号 調布市パブリック・コメント手続き条例 賛成討論

パブリック・コメント制度については、1997年、国の行政改革会議で最終報告に各省が基本的な政策立案を行うに当たって、政策等公表して専門家、利害関係人、その他広く国民から意見を求め、これを考慮しながら最終的に意思決定を行う、パブリック・コメント制度の導入を図るべきとの指摘があったことから始まり、1999年3月に「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続き」に関する閣議決定が行われ、同年4月から実施されてきました。

パブリック・コメント手続き条例は、政策形成過程に対する住民意思の反映という「民主主義の原理」を基盤とするものであり、市民主権という対場に立って考えた時、行政運営への市民参加を認めた直接民主主義の手法とも言える大変重要な条例の提案です。自治体では当初要綱等で定められていましたが、現在、自治体の最高意思決定手法である条例により制度化している自治体が多くなってきました。三鷹市では「三鷹市自治基本条例」でパブリック・コメント手続きの概要を定め、その後手続き条例を制定しました。

調布市でも、これまで「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」の中や、調布市パブリック・コメント指針の規定により運用されてきたことをご承知の通りです。市では自分たちのまちは自分たちでつくるという3月に定めた「調布市自治の理念と市政経営に関する基本条例」の中に市民参加と協働のまちづくりを具現化するために政策法務の観点からも、条例化を目指してきました。市が目指している自治のまちづくりを進める一環として、市は計画等を公表、市民から寄せられた意見への回答で市民への説明責任を果たし、行政の公正の確保・透明性の向上を図ることができます。開かれた市政を推進するには、市民と行政が密接にかかわりあっていく必要があります。協働のまちづくりの前提は情報の共有でもあります。本年3月に定められた総合計画の基本計画にも位置づけられています。すでに市民は（仮称）調布市パブリック・コメント手続き条例（素案）として9月30日から10月29日までパブリック・コメントを実施、11月22日には意見の概要と意見に対する市の考え方が公表されています。提案された条例は意見の提出期間も、これまで20日以上とじていましたが、これを30日以上としてこれまでより進化したものになっています。特定秘密保護法が強行採決された今、基礎自治体において、予め市民意見を聴き、政策に反映させる市民の知る権利を保障もし、更に市民参加を進める今条例提案は、住民自治を推進する立場からも行政運営への市民参加を認めた直接民主主義を補完する重要な条例であり賛成するものです。